

情個審第 7 号

平成29年6月16日

茨城県知事 橋本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書部分開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成28年5月19日付け税諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「核燃料等取扱税の更新に当たり原子力事業者と協議した会議録等」部分開示決定に係る異議申立事案

(情報公開諮問第174号)

(情報公開答申第148号)

第1 審査会の結論

実施機関が別表「行政文書の名称」欄に掲げる行政文書について行った同表「不開示部分」欄に掲げる部分を不開示とする部分開示決定は、同表「開示相当部分」欄に掲げる部分以外については妥当であるが、同欄に掲げる部分については、これを取り消し、開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

平成28年2月9日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の行政文書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

直近の核燃料等取扱税の更新に当たり、課税者となる事業者と協議した際の会議録及び協議の場で提示した書類一式

2 実施機関の決定及び通知

平成28年3月25日、実施機関は、本件請求に係る行政文書として別表「行政文書の名称」欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、同表「不開示部分」欄に掲げる部分について、同表「実施機関の判断」欄に掲げる条例第7条該当号に該当するとして不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成28年4月13日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消して、本件行政文書を全部公開することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び審尋に対する回答書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人は、茨城県の核燃料等取扱税について、「税率設定の妥当性」、「事業者との協議を含めた更新手続きの公正さ」などを検証する

ため開示請求をした。

- (2) 本件処分で公開した文書では、課税対象となる事業者との協議内容に黒塗り部分が多く、実施機関の意思決定過程等を検証することは不可能である。
- (3) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、政府組織に準じた独立行政法人（当時）である。したがって、協議内容については、核物質防護上の規定に抵触する部分を除き、全てを公開すべきである。
- (4) 日本原子力発電株式会社も有価証券報告書の提出企業であり、業績や保有資産、原価などの情報を既に相当程度公開している。なぜここまで黒塗り部分が多いのか理解できない。他の事業者についても、ほとんどの部分が公開可能な内容ではないかと推察される。
- (5) 実施機関が事業者との協議内容について一定程度の情報を公開したことを評価するが、その内容では、実施機関の意思決定過程を検証するための情報が不足している。更なる情報公開を求めたい。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 核燃料等取扱税について

(1) 法定外税について

道府県は、地方税法（昭和25年法律第226号）に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができ（地方税法第4条第3項及び第6項）、これを法定外税というが、特にその用途を特定しないで徴収される法定外普通税と、用途を特定して徴収される法定外目的税がある。

道府県が法定外税の新設又は変更を行おうとする場合は、総務省自治税務局長通知（平成15年11月11日付け総税企第179号。以下「総務省通知」という。）により、「納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には納税者の理解を得るように努める必要があること」、「税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めること」などに留意することとされて

いる。

(2) 核燃料等取扱税について

実施機関では、昭和53年10月から法定外普通税として核燃料税を創設し、平成11年4月にその内容を拡充した核燃料等取扱税を創設し、原子力安全対策、民生安定対策、生業安定対策等の原子力施設の立地に伴う財政需要に対応していくための財源として活用してきたところである。

現行の核燃料等取扱税は、茨城県核燃料等取扱税条例（平成25年茨城県条例第34号）により、原子炉設置者及び再処理事業者等（以下「原子力事業者」という。）を納税義務者として、原子炉の設置、使用済燃料の受入れ又はプルトニウムの保管など核燃料等を取り扱う行為等に対して課税をするもので、税源の状況、財政需要、納税義務者の負担等を勘案して、課税を行う期間を5年間（平成26年度から平成30年度まで）としている。

2 本件処分の適法性について

(1) 条例第7条第2号の該当性について

不開示の部分のうち、条例第7条第2号に該当するとした「相手方の職氏名」の部分は、協議に出席した原子力事業者の担当者の職氏名であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、同号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とするものである。

(2) 条例第7条第3号アの該当性について

不開示の部分のうち、条例第7条第3号アに該当するとした「内容」、 「質問書の本文」等の部分は、実施機関と原子力事業者（機構を除く。以下、第4の2（2）において同じ。）の担当者間で話された具体的な発言内容や、事前に用意された当該事業者の質問とそれに対する実施機関の回答の部分であり、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示としたものである。

核燃料等取扱税は、課税を行う期間を5年間とし、更新の際には、総務省通知で「納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には納税者の理解を得るように努める必要があること」とされていることから、県では、課税客体、課税標準、税率等の見直しの内容について、原

子力事業者に対して事前に説明し、理解を得ているところである。

この原子力事業者との協議の場では、当事者間以外には公表されないという信頼関係を前提として率直な意見交換を行っており、税率、課税客体等の見直しが原子力事業者の経営にどのような影響を与えるかといった経営方針の情報や、核物質の所在や在庫量等といった核物質防護上公にすると核物質及び原子力施設の防護を損なうおそれがある情報など、法人が事業活動を行う上で内部管理に属する情報が記載されており、当該情報を細部にわたって逐一明らかにすると、その内容から、税率等の変更が経営に与える影響等といった当該法人の経営に関わる極めて機微な情報や核物質及び原子力施設の防護を損なうおそれがある極めて秘匿性の高い情報の一端がうかがい知れることとなり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当し、かつ同号ただし書に該当しないことから不開示とするものである。

(3) 条例第7条第6号の該当性について

ア 県の事務事業情報について

不開示の部分のうち、条例第7条第6号に該当するとした「内容」等の部分は、実施機関と原子力事業者の担当者間で話された具体的な発言内容や、事前に用意された当該事業者の質問とそれに対する実施機関の回答の部分であり、実施機関の核燃料等取扱税に係る事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示としたものである。

上記(2)で述べたとおり、原子力事業者との協議の場では、当事者間以外には公表されないという信頼関係を前提として率直な意見交換を行っており、不開示の部分には、税率、課税客体等の見直しが原子力事業者の経営にどのような影響を与えるかといった経営方針の情報や、核物質の所在や在庫量等といった核物質防護上公にすると核物質及び原子力施設の防護を損なうおそれがある情報など、法人が事業活動を行う上で内部管理に属する情報が記載されている。そのため、当該情報を細部にわたって逐一明らかにすると、実施機関と原子力事業者の信頼関係が損なわれ、次期以降の核燃料等取扱税の更新の検討に際して、原子力事業者が、法人の内部で管理されるべき情報を公にされることを危惧して、率直な意見表明を委縮し、ちゅうちょするおそれや、そもそも協議に応じなくなるおそれがある。そのような事態になれば、原子力事業者の理解を得ることができないため、核燃料等

取扱税の更新の検討を行うことができないといった実施機関の税務行政の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当することから不開示とするものである。

また、他県の状況については、他県の検討段階の情報を聴取した内容であり、検討状況や意思形成過程が公になることで、他県が次期核燃料税等の更新を検討する際に、税の取りまとめ等に支障が生ずるおそれや、実施機関が当該情報を公にすることで、他県が実施機関との率直な情報交換をちゅうちょし、今後実施機関が核燃料等取扱税の更新を検討する際に他県の検討段階の情報等、有益な情報を得られないおそれがあることから同号に該当するとして不開示とするものである。

イ 独立行政法人の事務事業情報について

不開示の部分のうち、原処分で条例第7条第3号アに該当するとした機構に関する「内容」等の部分については、改めて検討した結果、同条第6号に該当すると考え、以下のとおり意見とする。

「内容」等は、実施機関と機構の担当者間で話された具体的な発言内容や、事前に用意された当該機構の質問とそれに対する実施機関の回答の部分であり、独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該機構の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示としたものである。

機構との協議の場合では、機構以外の原子力事業者と同様に当事者間以外には公表されないという信頼関係を前提として率直な意見交換を行っており、税率、課税客体等の見直しが機構の経営にどのような影響を与えるかといった経営方針の情報や、核物質の所在や在庫量等といった核物質防護上公にすると核物質及び原子力施設の防護を損なうおそれがある情報など、機構が事業活動を行う上での内部管理に属する情報が記載されており、当該情報を細部にわたって逐一明らかにすると、その内容から税率変更等が経営に与える影響等といった機構の経営に関わる極めて機微な情報や原子力施設の防護を損なうおそれがある極めて重要な情報の一端がうかがい知れることとなり、独立行政法人の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当することから不開示とするものである。

(4) 条例第9条の該当性について

異議申立人は、開示請求の目的について核燃料等取扱税について「税率設定の妥当性」、「事業者との協議を含めた更新手続きの公正さ」を検証するためと述べているが、改めて本件行政文書の開示・不開示につ

いての検討を行ったが、特段裁量的開示をするほどの個別具体的な事情は認められない。

よって、本件処分において裁量的開示を実施しなかったことに、裁量権の逸脱又は濫用はないものとする。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、中でも機構は政府組織に準じた独立行政法人であり、協議内容については、核物質防護上の規定に抵触する部分を除き全て公開すべきであるとしていることから、異議申立人が核物質防護上の規定を除いて公開すべきとする具体的理由について審尋を行ったが、その回答には、独立行政法人であること以外に他の法人と区別する特段の理由も認められなかった。

当該機構との協議内容については、上記2（3）イで述べたとおり、他の原子力事業者と区別して条例第7条第6号の該当性で判断していることから、異議申立人の主張は、開示・不開示の判断に影響を与えないものとする。

4 結論

以上のことから、本件処分は条例に基づいて行った適正な処分である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、直近の燃料等取扱税の更新に際して、実施機関と原子力事業者の担当者間で協議をした時の詳細なやり取りが記載された文書である。

実施機関は、本件行政文書のうち、別表「不開示部分」欄に掲げる部分を不開示とする本件処分を行ったが、異議申立人は、不開示部分の全部の開示を求めているため、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報については、プライバシーを中心とする個人の権利利益を保護する観点から、「特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」及び「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を

害するおそれがある情報」を原則として不開示とし、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても公益上公にすることの必要性が認められるものを例外的に開示すべきものとしている。

本件行政文書のうち、「相手方の職氏名」の部分は、文書2の株式会社日立製作所対応者欄3行目1文字目の部分を除き、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、同号本文に該当すると認められる。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

本号ただし書アでは、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、同号の不開示情報から除外することとしているが、機構の職員については、職員録（独立行政法人国立印刷局編）に課長相当職以上の者の職名及び氏名が掲載されていることから、「相手方の職氏名」の部分のうち、機構の課長相当職以上の職員に係る部分については、慣行として公にされている情報であり、同号ただし書アに該当すると認められる。

しかしながら、残余の部分については、同号ただし書に該当する事情は認められない。

(2) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを不開示としている。

ア 県の機関の事務又は事業に関する情報について

当審査会において、実施機関が条例第7条第6号に該当するとして不開示とした部分を見分したところ、実施機関と原子力事業者の担当者間で話された発言内容や、事前に用意された当該事業者の質問とそれに対する実施機関の回答といった情報が記載されていると認められる。

また、総務省通知により、実施機関が核燃料等取扱税を更新する際は、原子力事業者へ十分に事前説明すること及び当該事業者の理解を得るように努めることが必要とされるとともに、実施機関の説明によれば、原子力事業者との協議の場では、当事者間以外には公表されないという信頼関係を前提として率直な意見交換を行っているとのことである。

こうした事情の下、当該情報は、実施機関において一方的に公にした場合には、原子力事業者との信頼関係を損ない、将来、核燃料等取扱税の更新に係る協議において忌たんのない意見交換を行うことができなくなり、更には原子力事業者の理解を得ることが困難になるなど、県の機関の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると認められる。

しかしながら、別表の「開示相当部分」欄に掲げる部分については、本件行政文書の他の部分で既に開示されている情報又は原子力事業者が公にしている情報であるなど、これらを公にしても原子力事業者との信頼関係を損なうおそれはなく、同号に該当するとは認められない。

イ 独立行政法人等の事務又は事業に関する情報について

本件処分において、独立行政法人等の事務又は事業に関する情報であって、条例第7条第6号に該当するとして不開示とした部分のうち、上記アで同号に該当すると判断した部分を除いて以下検討する。

審査会において見分したところ、その内容は、本件行政文書の他の部分で既に開示されている情報又は機構や内閣府において公にしている情報であるなど、同号に該当する事情は認められない。

(3) 条例第7条第3号ア該当性について

条例第7条第3号は、法人等の自由な事業活動等を保護する観点から、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（同号ア）及び法人等が非公開の条件を付して任意に提供した情報（同号イ）を原則として不開示としている。

本件処分において、同号に該当するとして不開示とした部分のうち、上記（2）アで同条第6号に該当すると判断した部分を除いて以下検討する。

当審査会において見分したところ、そこには、核燃料等取扱税の課税客体、課税標準、税率等の見直しに対する原子力事業者（機構を除く。以下、第5の2（3）において同じ。）の質問や意見、これらの見直しが当該事業者の経営に与える影響といった当該事業者の内部管理に属する情報が詳細に記載されていると認められる。

その内容は、原子力事業者の経営に関する機微な情報であって、これを公にすると、実施機関の主張するとおり、原子力事業者の極めて秘匿性の高い情報の一端がうかがい知れることとなり、当該法人の経営上の正当な利益を害するおそれがあり、同条第3号アに該当すると認められる。

しかしながら、別表の「開示相当部分」欄に掲げる部分については、本件行政文書の他の部分で既に関示されている情報又は原子力事業者において公にしている情報であるなど、同号に該当する事情は認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成28年	5月	19日	諮問受理
平成28年	7月	8日	諮問庁意見書受理
平成28年	11月	21日	審査（平成28年度第5回審査会第一部会）
平成29年	1月	16日	審査（平成28年度第6回審査会第一部会）
平成29年	2月	23日	審査（平成28年度第7回審査会第一部会）
平成29年	3月	28日	審査（平成28年度第8回審査会第一部会）
平成29年	5月	8日	審査（平成29年度第1回審査会第一部会）

別表

文書 番号	行政文書の名称	不開示部分		条例第7条該当号			開示相当部分			
		頁	該当箇所	実施機関の判断		審査会の判断				
文書1	核燃料等取扱税の更新について		—							
文書2	核燃料等取扱税の更新に係る事業者説明 結果シート (国立研究開発法人日本原子力研究開発 機構)	1	対応者欄の相手方の職氏名	第2号			全て			
		1	内容欄の6行目から14行目まで(説明者の職氏名 を除く。)		第6号(県 及び機構)	第6号(県)	内容欄の16行目及 び19行目1文字目 から20行目12文字 目まで			
		1	内容欄の16行目から24行目まで(説明者の職氏 名を除く。)		第6号(県 及び機構)	第6号(県)(開示 相当部分を除く。)				
		1	内容欄の25行目から31行目まで(説明者の職氏 名を除く。)		第6号(県 及び機構)	第6号(県)				
		2	内容欄の9行目から10行目3文字目まで		第6号(県 及び機構)	第6号(県)				
		(公益財団法人核物質管理センター)	2		対応者欄の相手方の職氏名	第2号			第2号	内容欄の2行目1 文字目から18文字 目まで
			2		内容欄の2行目			第3号ア	第3号ア(開示相当 部分を除く。)	
			2		内容欄の4行目から7行目まで			第3号ア	第3号ア	
			(日本原子力発電株式会社)		3			対応者欄の相手方の職氏名	第2号	
		3			内容欄の11行目から13行目まで(説明者の職氏 名を除く。)	第3号ア		第3号ア		
	3	内容欄の18行目から25行目まで(説明者の職氏 名を除く。)		第3号ア	第3号ア(開示相当 部分を除く。)					
	(ニュークリア・デベロップメント株式 会社)	4		対応者欄の相手方の職氏名	第2号		第2号			
		4	内容欄の1行目10文字目から2行目まで	第3号ア		第3号ア				
		4	内容欄の3行目から10行目まで(説明者の職氏名 を除く。)	第6号(県)		第6号(県)				

(三菱原子燃料株式会社)	4	対応者欄の相手方の職氏名	第2号			第2号	
	4	内容欄の1行目から7行目まで(説明者の職氏名を除く。)		第3号ア		第3号ア	
	4	内容欄の9行目から15行目まで(説明者の職氏名を除く。)		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
	5	内容欄の1行目(説明者の職氏名を除く。)		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
	5	内容欄の2行目から5行目まで(説明者の職氏名を除く。)			第6号(県)	第6号(県)	
(日本核燃料開発株式会社)	6	対応者欄の相手方の職氏名	第2号			第2号	
	6	内容欄の2行目から23行目まで(説明者の職氏名を除く。)		第3号ア	第6号(県)	第6号(開示相当部分を除く。)	内容欄の5行目から7行目まで
	6	内容欄の30行目		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
	7	内容欄の1行目から5行目まで(説明者の職氏名を除く。)		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
	7	内容欄の6行目15文字目から7行目まで		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
(三菱マテリアル株式会社)	7	対応者欄の相手方の職氏名	第2号			第2号	
	7	内容欄の4行目から8行目まで(説明者の職氏名を除く。)		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
(株式会社日立製作所)	7	対応者欄の相手方の職氏名	第2号			第2号(開示相当部分を除く。)	対応者欄の3行目1文字目
	7	内容欄の5行目		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
	8	内容欄の1行目から15行目まで(説明者の職氏名を除く。)		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
	8	内容欄の24行目から28行目まで(説明者の職氏名を除く。)		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
	9	対応者欄の相手方の職氏名	第2号			第2号	
(住友金属鉱山株式会社及び株式会社ジェー・シー・オー)	9	内容欄の2行目から5行目まで(説明者の職氏名を除く。)		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
	9	内容欄の11行目から14行目10文字目まで(説明者の職氏名を除く。)		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
	9	対応者欄の相手方の職氏名	第2号			第2号	
(原子燃料工業株式会社)	9	内容欄の4行目から8行目まで		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
	10	内容欄の1行目から4行目まで(説明者の職氏名		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	

			を除く。)					
文書3	核燃料等取扱税の更新に係る事業者説明結果メモ（日本原電）（第2回）	1	相手方の職氏名	第2号			第2号	
		1	主な内容の1行目から2行目43文字目まで		第3号ア	第6号(県)		主な内容の1行目から2行目43文字目まで
		1	主な内容の4行目1文字目から10文字目まで		第3号ア	第6号(県)		主な内容の4行目1文字目から10文字目まで
		1	主な内容の6行目32文字目から7行目まで		第3号ア	第6号(県)		主な内容の6行目32文字目から7行目まで
		1	主な内容の17行目から30行目まで（説明者の職氏名を除く。）		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
		2	主な内容の3行目から4行目まで（説明者の職氏名を除く。）			第6号(県)	第6号(県)	
		2	主な内容の9行目			第6号(県)	第6号(県)	
		2	主な内容の10行目（相手方の氏名）	第2号			第2号	
		2	主な内容の11行目から12行目まで（説明者の職氏名を除く。）			第6号(県)	第6号(県)	
文書4	茨城県核燃料等取扱税の更新案に係る質問について（平成25年9月12日付け）		—					
文書5	「茨城県核燃料等取扱税の更新案に係る質問」への回答（平成25年9月18日付け）	3	表の内容		第3号ア			表の内容
文書6	茨城県核燃料等取扱税に係る財政需要		—					
文書7	核燃料等取扱税の更新に係る事業者説明結果メモ（日本原電）（第3回）	1	相手方の職氏名	第2号			第2号	
		1	主な内容の1行目から4行目まで		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
		1	主な内容の6行目20文字目から17行目まで		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
文書8	核燃料等取扱税の更新に係る事業者説明結果メモ（日本原電）（第4回）	1	相手方の職氏名	第2号			第2号	
		1	主な内容の1行目から4行目まで		第3号ア		第3号ア	
		1	主な内容の6行目から11行目まで			第6号(県)	第6号(県)	

		1	主な内容の13行目から14行目まで		第3号ア			主な内容の13行目から14行目まで
文書9	震災後に核燃料等条例を更新した道県の状況		—					
文書10	核燃料等取扱税のこれまでの更新時の考え方及び税率・税収の推移		—					
文書11	核燃料等取扱税の更新に係る事業者説明結果メモ（機構）（第2回）	1	相手方の職氏名	第2号		第2号		相手方の職氏名
		1	主な内容の5行目から6行目まで（説明者の職を除く。）		第6号（県及び機構）	第6号（県）		
		2	確認事項の④		第6号（県及び機構）			確認事項の④
文書12	茨城県核燃料等取扱税の更新案に関する質問及び確認事項（平成25年9月18日付け）	1	1（1）から（6）まで（表題を除く。）		第6号（県及び機構）	第6号（県）		
		2	1（6）から（8）まで（表題を除く。）		第6号（県及び機構）	第6号（県）		
		2	2（1）の2行目14文字目から6行目28文字目まで		第6号（県及び機構）	第6号（県）（開示相当部分を除く。）		2（1）の2行目14文字目から37文字目まで及び3行目27文字目から4行目12文字目まで
		2	2（2）の4行目12文字目から27文字目まで		第6号（県及び機構）	第6号（県）		
		2	2（2）の6行目		第6号（県及び機構）	第6号（県）		
		3	2（2）の1行目		第6号（県及び機構）	第6号（県）		
		3	2（2）の5行目1文字目から24文字目まで		第6号（県及び機構）			2（2）の5行目1文字目から24文字目まで
		3	2（2）の7行目1文字目から34文字目まで		第6号（県及び機構）			2（2）の7行目1文字目から34文字目まで
		3	2（3）の1行目から3行目まで		第6号（県及び機構）	第6号（県）		

		3	2 (3) の9行目 17文字目から 13行目まで			第6号 (県及び機構)	第6号 (県)	
		3	2 (3) の14行目 24文字目から 15行目まで			第6号 (県及び機構)	第6号 (県)	
		3	2 (3) の20行目から 21行目まで			第6号 (県及び機構)	第6号 (県)	
		3	2 (3) の23行目から 25行目まで			第6号 (県及び機構)	第6号 (県)	
文書 13	核燃料等取扱税の更新に係る事業者説明結果メモ (機構) (第3回)	1	相手方の職氏名	第2号			第2号	相手方の職氏名 ((4) プルトニウムの部分を除く。)
		1	主な内容の3行目から6行目まで			第6号 (県及び機構)	第6号 (県) (開示相当部分を除く。)	主な内容の3行目から5行目9文字目まで
		1	主な内容の8行目から15行目まで			第6号 (県及び機構)	第6号 (県)	
		1	主な内容の20行目から21行目まで			第6号 (県及び機構)	第6号 (県)	
文書 14	茨城県核燃料等取扱税の更新案に関する再質問等について (平成25年10月15日付け)	1	本文の3行目から5行目まで			第6号 (県及び機構)	第6号 (県)	
		1	1 (1) 及び (2) (表題を除く。)			第6号 (県及び機構)	第6号 (県)	
		1	(回答1) 及び (回答2)			第6号 (県及び機構)	第6号 (県)	
		1	(再質問)			第6号 (県及び機構)	第6号 (県)	
		2	(回答2), (回答3) 及び (回答4)			第6号 (県及び機構)	第6号 (県)	
		2	1 (3) 及び (4) (表題を除く。)			第6号 (県及び機構)	第6号 (県)	
		2	(再質問)			第6号 (県及び機構)	第6号 (県)	
		3	1 (5) (表題を除く。)			第6号 (県及び機構)	第6号 (県)	
		3	(回答5)			第6号 (県及び機構)	第6号 (県)	

	3	(再質問)		第6号(県及び機構)	第6号(県)	
	4	(再質問)		第6号(県及び機構)	第6号(県)	
	4	1(6), (7)及び(8)(表題を除く。)		第6号(県及び機構)	第6号(県)	
	4	(回答6), (回答7)及び(回答8)		第6号(県及び機構)	第6号(県)	
	5	(回答8)		第6号(県及び機構)	第6号(県)	
	5	2(1)の3行目11文字目から7行目10文字目まで		第6号(県及び機構)	第6号(県)(開示相当部分を除く。)	2(1)の3行目11文字目から34文字目まで及び4行目18文字目から50文字目まで
	5	(再質問)の1行目から4行目まで		第6号(県及び機構)	第6号(県)	
	5	2(2)の5行目4文字目から19文字目まで		第6号(県及び機構)	第6号(県)	
	5	2(2)の10行目1文字目から24文字目まで		第6号(県及び機構)		2(2)の10行目1文字目から24文字目まで
	6	2(2)の2行目1文字目から34文字目まで		第6号(県及び機構)		2(2)の2行目1文字目から34文字目まで
	6	2(3)の5行目12文字目から8行目まで		第6号(県及び機構)	第6号(県)	
	6	2(3)の14行目から18行目28文字目まで		第6号(県及び機構)	第6号(県)	
	6	2(3)の19行目9文字目から30文字目まで		第6号(県及び機構)	第6号(県)	
	6	2(3)の20行目24文字目から21行目まで		第6号(県及び機構)	第6号(県)	
	7	(確認)の①及び②		第6号(県及び機構)	第6号(県)	
	7	<回答>の1行目33文字目から4行目まで		第6号(県及び機構)		<回答>の1行目33文字目から4行

		7	(再質問)			第6号(県及び機構)		目まで (再質問)
		7	(確認)			第6号(県及び機構)		(確認)
		8	申告に関する質問の1行目から3行目まで			第6号(県及び機構)	第6号(県)(開示相当部分を除く。)	申告に関する質問の3行目
		8	<回答>			第6号(県及び機構)		<回答>
文書 15	核燃料等取扱税の更新に係る事業者説明結果メモ(第2回)	1	相手方の職氏名	第2号			第2号	
		1	主な内容の2行目から6行目まで(説明者の職氏名を除く。)		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
		1	主な内容の8行目から11行目まで(説明者の職氏名を除く。)		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
文書 16	茨城県核燃料等取扱税の更新案に対する質問の件(平成25年9月20日付け)	1	質問2の7行目から8行目まで		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
		1	質問4の1行目から4行目30文字目まで		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)(開示相当部分を除く。)	質問4の1行目から3行目22文字目まで
		2	質問5及び質問6		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
文書 17	核燃料等取扱税の更新に係る事業者説明結果メモ(第4回) (三菱原子燃料株式会社)	1	本文			第6号(県)	第6号(県)	
	(原子燃料工業株式会社)	1	相手方の職氏名	第2号			第2号	
		1	主な内容		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
		1	相手方の職氏名	第2号			第2号	
		1	主な内容		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	
文書 18	核燃料等取扱税の更新に係る事業者説明結果メモ(第5回)	1	相手方の職氏名	第2号			第2号	
		1	主な内容(応対者の職氏名を除く。)		第3号ア	第6号(県)	第6号(県)	